

旭川市新庁舎建設 基本計画骨子

平成28年（2016年）5月

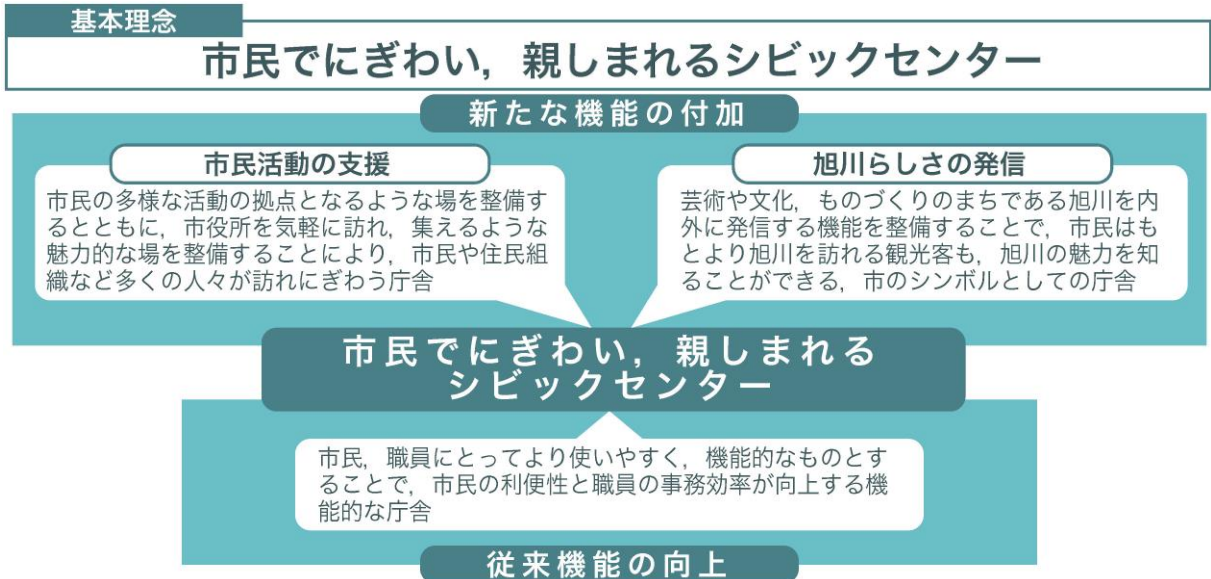
旭川市

目 次

第 1 章 新庁舎建設に向けた基本的な考え方	1
第 2 章 新庁舎の機能	2
第 3 章 新庁舎の敷地利用計画	
1 新庁舎規模の算定	8
2 敷地選定の考え方	9
3 敷地利用計画	11
第 4 章 新庁舎の建築計画	
1 新庁舎の建築計画	14
2 新庁舎の構造計画	14
第 5 章 事業計画	
1 事業手法	15
2 事業スケジュール	15
3 事業費及び財源	16

第1章 新庁舎建設に向けた基本的な考え方

平成28年3月に策定した「旭川市新庁舎建設基本構想」では、新庁舎建設に当たっての基本理念を次のとおりとしました。



基本理念『市民でにぎわい，親しまれるシビックセンター』概念図

また，基本構想において，基本理念の達成に向けて新庁舎に求められる6つの役割と8つの基本方針を掲げています。基本計画骨子では，これら基本方針ごとに必要と考えられる主な機能を次のとおり整理しました。



『新庁舎に求められる役割と役割に応じた基本方針』概念図

第2章 新庁舎の機能

第1章で整理した機能を備えた新庁舎の実現に向け、整備事例を想定し、新庁舎基本計画に反映していきます。

役割Ⅰ 市民サービス

基本方針1 利用しやすい庁舎

1 窓口機能

(1) 総合窓口の導入

市民の移動を少なくするため、窓口機能を低層階に集約するとともに、複数の手続をできる限りまとめて行う総合窓口を導入します。

(2) 臨時的受付窓口スペースの設置

転出入が多い年度替わりの混雑時期や税の申告など臨時窓口の開設時期に対応できるよう、市民が利用しやすい場所に臨時的な受付窓口のスペースを整備します。

(3) 窓口での受付業務に応じたカウンターの設置

個人情報の保護やプライバシー等に配慮し、受付業務内容に応じてカウンターに仕切りを設置します。また、相談内容によって個別相談が可能なスペースを複数設置します。



待合スペース事例（北本市役所）

(4) 待合スペースの設置

順番待ちの状況をモニターに分かりやすく表示するなど、手続き待ちの方に配慮するとともに、窓口規模に応じたゆとりある待合いスペースを設置します。

2 案内機能

(1) 総合案内の設置

来庁者が迷わず目的の窓口に行くよう、入口から見通しの良い場所に総合案内を設置します。

(2) フロア案内の配置

窓口機能を集約するフロアには、フロア案内を配置し、目的の手続を行う窓口へ案内します。

(3) 分かりやすい案内表示の導入

誰もが行き先が分かりやすく、見やすい案内表示を導入します。



総合案内事例（甲府市役所）

3 アクセス機能

(1) 来庁者駐車場などの整備

来庁者の動線を考慮し、利用しやすい場所に十分な台数を確保した来庁者用駐車場及び駐輪場を整備します。

また、利用者が使いやすい車寄せを整備します。

(2) 公共交通機関を利用する来庁者の利便性向上

公共交通機関を利用する来庁者が乗降しやすい場所にバスやタクシー乗場の整備を検討します。

基本方針2 親しまれる庁舎

1 市民活動・市民交流支援機能

(1) 市民活動のためのスペースの設置

市民や地域住民、NPOなどが、会議や集会などで気軽に利用できるスペースを設置します。

(2) 市民交流支援のためのスペースの設置

市民や地域住民、NPOなどが、催しの開催や作品の展示場所として利用できるスペースなど、市民交流の場として活用できる多目的スペースを設置します。

2 情報発信機能

(1) 市政情報コーナーの拡充

現在の市政情報コーナー機能を拡充し、より利用しやすく整備するほか、市民はもとより観光客が、地域や観光に関する知りたい情報を手軽に入手できるよう、資料や情報端末を設置するなど、旭川の情報を広く発信する機能を整備します。

(2) 閲覧スペースの設置

新たな市政情報コーナーには、市民がゆっくり資料などを見ることができるよう、閲覧スペースを設置します。

3 利便施設機能

(1) 憩いの場の設置

ロビーにテーブルや椅子を配置し、休憩や待ち合わせができるスペースを設置します。

(2) 食堂や売店の設置

誰もが気軽に利用できるように配慮した食堂や売店を設置します。

(3) 金融機関の設置の検討

ATMコーナーのほか、更なる利便性の向上を図るため、金融機関の設置を検討します。



利便施設併設事例（町田市役所）

役割Ⅱ まちづくり

基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎

1 中心市街地活性化

(1) 庁舎周辺の環境と調和を図った広場の整備

多くの人々が訪れ、にぎわいが生まれるイベント等の開催ができるよう、7条緑道などの庁舎周辺と調和を図った広場を整備します。

(2) 周辺施設との機能連携

隣接した市民文化会館などの周辺施設を訪れる人も庁舎に立ち寄り、利用する機能を整備します。

2 地域産業の振興

(1) 地場製品等の活用

新庁舎に設置する備品への旭川家具の導入や、内装材に地場の木材を利用するなど地場製品等を積極的に活用します。

(2) 地元企業の参画

新庁舎建設による地域経済への波及効果を高めるため、建設や維持管理の際に地元企業の受注機会の拡大を図ります。



地場産材使用事例（住田町庁舎）

3 シティプロモーション

(1) 地元製品や特産品の紹介コーナーの設置

市民や観光客に旭川の魅力を発信するため、地元製品や特産品などの紹介コーナーを設置します。

(2) 旭川の魅力の発信

旭川のまちに親しみや愛着を感じるよう、旭川の歴史や芸術、文学作品、旭川市とゆかりのある人物の功績に触れられる場を設置します。



展示コーナー事例（町田市役所）

役割Ⅲ 行政事務

基本方針4 機能的・効率的な庁舎

1 執務機能

(1) 柔軟性の高い機能的な執務室の設置

間仕切りのないオープンフロアを導入するなど、将来の組織変更等にも対応できる柔軟性の高い執務空間とし、業務の内容や場面に応じた機能的なレイアウトとします。

また、業務の関連性が高い部署を近接して配置するなど、市民の利便性及び事務効率の向上を目指します。



オープンフロア事例（北本市役所）

(2) ユニバーサルフロアの導入の検討

デスクを均一、合理的に配置することで、効率的な執務スペースの活用が可能なユニバーサルフロアの導入について検討します。

(3) 会議室・打合せスペースの設置

会議室は、効率的な運用ができるよう、使用人数に応じて面積調整が可能な仕様とし、利便性や効率性に配慮した配置とするとともに、少人数で行う打合せスペースを各課の使用実態を踏まえて設置します。

(4) 執務環境への配慮

労働安全衛生法、健康増進法などを踏まえ、職員が健康を維持しながら円滑に業務を行うことができる執務環境に配慮します。

また、更衣室や休憩スペースについては、各課の特性などを踏まえた配置とします。

2 文書等保管機能

(1) 適切な文書保管スペースの確保

文書保存年限の見直しや文書保管方法のルール適正化など、文書量の削減に取り組みながら文書保管スペースを適切に確保します。

(2) 適切な倉庫等の設置

各課の特性や使用実態を踏まえ倉庫等を適切に配置します。

3 ICT機能

(1) フリーアクセスフロアの導入

執務室や会議室等には、将来のOA機器等のレイアウト変更等に柔軟に対応できるフリーアクセスフロアを導入します。



ICT機能に対応した会議室事例（北本市役所）

(2) サーバー室の設置と庁内ネットワークの再構築

分散して配置されている各業務サーバーを集約するとともに、セキュリティに配慮したサーバー室を設置します。

また、庁内ネットワークの再構築を進めます。

4 施設管理機能**(1) 物品搬出入時の動線の確保**

専用搬出入口や荷物用エレベーターを設置し、業務用物品等の搬出入が来庁者動線と重ならないよう配慮します。

役割Ⅳ 議会**基本方針5 独立性を保ちつつ、市民に開かれた議会****1 議会機能****(1) 市民に開かれた議会**

より一層市民に開かれた議会となるよう、議場や通路等はユニバーサルデザインの考えに基づき整備を行うとともに、傍聴席は十分な広さと座席数を確保します。

(2) 円滑で効率的な議会活動

円滑で効率的な議会活動を行うため、委員会室や議員控室、正副議長室、資料保管庫等の関連諸室については、適正な室数、規模を確保します。

また、議員控室は、防音機能を備えつつ将来のレイアウト変更に柔軟に対応できる構造とします。

(3) 議場モニターの設置

議員控室等には、議場モニターを設置します。

役割Ⅴ 危機管理**基本方針6 安全・安心な庁舎****1 災害対応機能****(1) 災害対策本部機能の整備**

災害発生時の指揮系統の中心として災害対策本部機能を整備します。

災害対策本部には、必要な通信機器等の設置スペースを確保するほか、平常時には会議室として利用できるよう整備し、総合防災センターにはバックアップ機能を持たせます。

(2) 備蓄倉庫の整備

災害用備蓄物資を常備しておくための備蓄倉庫を整備します。

(3) 災害時における電源の確保

停電時においても災害対策本部機能を一定期間維持するために必要な電源供給を可能とする設備を整備します。

(4) 庁舎内の浸水対策

庁舎内の浸水に備え、電気室、機械室、サーバー室、備蓄倉庫などについては、浸水のおそれのない階層へ配置します。

2 セキュリティ機能

(1) 庁舎内のセキュリティ確保

行政情報や個人情報等の保護，防犯上の観点などから，来庁者の立ち入り可能な場所を明確にするとともに，サーバー室など機密性が求められる場所には特定の職員しか入室できない区画を設けるなど，業務の性質や扱う情報に応じて，セキュリティのレベルを区分します。

また，セキュリティ確保のため，カードキー等による入退室管理機能を導入するとともに，庁舎の出入り口や死角となる部分には防犯カメラを設置します。

役割VI 環境先導

基本方針7 人にやさしい庁舎（社会環境）

1 利用空間・利用設備機能

(1) ユニバーサルデザインの導入

庁舎内だけでなく，庁舎周辺についても，ユニバーサルデザインを導入し，誰もが安心して利用できる庁舎とします。

(2) 安全で効率的な動線計画

建物内及び敷地全体について，利用者が安全で効率的に移動できる動線計画とし，市民の利用が多い窓口エリアは，見通しを確保した死角の少ないスペースとなるよう配慮します。

基本方針8 地球にやさしい庁舎（自然環境）

1 省エネルギー性能の向上・新エネルギー導入

(1) 省エネルギー性能の向上

自然採光や自然通風の有効活用に加え，断熱性能の向上に資する建具等やLED照明，エネルギー管理システムを導入するなどネットゼロエネルギービルの実現を目指します。

また，太陽光発電や太陽熱利用，熱と電気を無駄なく利用できるコージェネレーションシステムの導入についても検討します。

(2) 地域特性のある再生可能エネルギー等活用の検討

冷暖房負荷が軽減できるよう，地中熱，雪氷熱，木質バイオマスなど，地域特性のある再生可能エネルギーの導入について検討します。

2 自然環境への配慮

(1) 自然環境に配慮した計画

敷地内に緑地を確保するほか，保水性，透水性が高い舗装材を選定するなど，地表面等の温度の上昇を抑制するように配慮します。

また，屋根面及び外壁面の緑化や，建築設備からの排熱抑制に努めます。

第3章 新庁舎の敷地利用計画

1 新庁舎規模の算定

新庁舎の規模

新庁舎は2期に分けて段階的に整備することとし、1期棟は約23,000㎡、2期棟は約7,000㎡とします。

基本構想で想定した新庁舎の面積3万㎡を一度に整備した場合、工事期間が短期間となるため、地元企業の受注機会が限定的となるほか、単年度当たりの財政負担が大きくなります。

これらの課題解決のため、庁舎を2期に分け段階的な整備とすることで、工事発注及び事業費の平準化や、単年度当たりの財政負担の軽減を図るとともに、将来の人口減少などの社会情勢の変化にも柔軟に対応していきます。

なお、各期の建物規模については更なるコンパクト化を図ることとします。

新庁舎の規模については、1期棟は、市民サービスの向上を優先するため、窓口部門や、市民活動の支援、旭川らしさの発信を担う機能を配置するとともに、企画・調整部門、議会機能及び災害対応機能を配置することとし、面積は約23,000㎡と想定します。

2期棟は、民間窓口連携部門や管理・専門部門、民間窓口機能等といった1期棟に入らなかった機能のうち、第二庁舎を利用した6千㎡を差し引いた約7,000㎡と想定しますが、2期棟の建設時に再度その必要性も含め精査することとします。

■ 庁舎算定面積

機能区分		1期棟面積 (㎡)	2期棟及び 第二庁舎面積 (㎡)
行政事務機能	窓口部門	16,499	
	企画・調整部門	3,453	
	民間窓口連携部門		967
	管理・専門部門		6,927
	設計施工・監理部門		3,801
	その他の部門		774
議会機能		1,907	
市民活動・市民交流支援機能		500	
情報発信機能 ・シティプロモーション機能		90	
災害対応機能		315	
利便施設機能	金融機関等窓口機能	240	
民間窓口機能	旭川市社会福祉協議会		120
	旭川商工会議所		600
合計		23,004	13,189

2 敷地選定の考え方

新庁舎の建設地

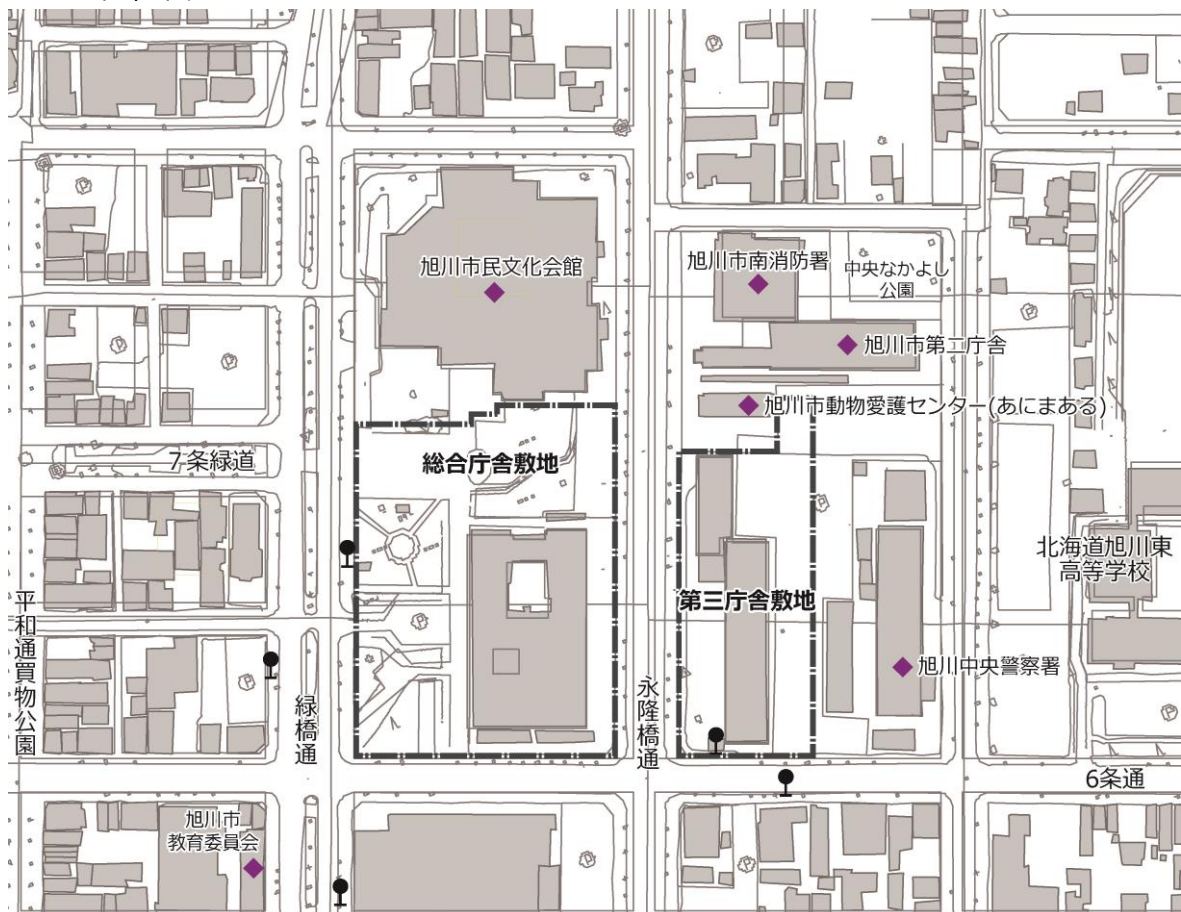
新庁舎建設地は、「総合庁舎敷地」とします。

総合庁舎敷地には、総合庁舎及び7条地下駐車場エリアを避けた位置に新庁舎を建設することが可能な空地があるため、仮庁舎を建設することなく、又、二重の移転費をかけずに、早期に庁舎建設に着手することが可能です。

一方、第三庁舎敷地には、新庁舎の建設が可能な空地がないことから、第三庁舎を解体撤去後に新庁舎を建設しなければならず、仮庁舎及び二重の移転費が必要となるほか、早期の庁舎建設着手が困難です。

以上のことから、新庁舎の建設敷地は総合庁舎敷地とします。

■位置図



■ 総合庁舎敷地と第三庁舎敷地の配置比較

評価項目	建設敷地	特徴
総合庁舎敷地案		<p>当該敷地内の一部に総合庁舎及び7条地下駐車場があるが、それらを避けて新庁舎の建設を行うことで、着手前の解体の必要がない。</p> <p>7条地下駐車場の撤去費は約7.4億円。</p>
第三庁舎敷地案		<p>当該敷地は、第三庁舎がある南北に長い敷地。</p> <p>新庁舎の建設着手の前に第三庁舎の解体が必要となる。</p> <p>第三庁舎に入居している部門の仮庁舎建設費及び移転費が必要となる。</p> <p>仮庁舎建設費及び移転費は約8.5億円。</p>

3 敷地利用計画

(1) 敷地利用計画検討の方向性

新庁舎の敷地利用計画

新庁舎建設に当たっては、文化会館の建替えと合わせた一体的な敷地利用計画とします。

新庁舎の建設場所には、旭川市民文化会館（以下「文化会館」という。）が隣接しています。

文化会館は、開館から41年が経過し、老朽化しているため、大規模改修に向けた作業を進めてきました。しかし、文化会館を大規模改修をした場合は、多額の費用がかかることに加え、改修期間中は長期にわたって使用できなくなるため、市民の方々などの利便性が大きく低下することになります。

新庁舎は、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」の実現に向け、周辺施設と連携したにぎわいの創出を図っていくこととしており、そのためにも、新庁舎と同じ敷地内で文化会館を建て替えて一体的に整備することにより、お互いの機能の連携が図られ、更なるにぎわいの向上が期待できます。

こうしたことから、新庁舎建設に当たっては、文化会館の建替えと合わせた一体的な敷地利用計画とします。

(2) 既存庁舎の取扱い

既存庁舎の取扱い

総合庁舎及び第三庁舎は解体撤去し、敷地の有効利用を図ります。

総合庁舎については、歴史的・文化的価値を有していますが、総合庁舎の保存・活用には以下のような課題があります。

- ア 現総合庁舎の保存・活用には、耐震改修、設備改修等に多額の費用が必要となることに加え、建物の維持管理費用も必要となる。
- イ 現総合庁舎を保存した場合は、文化会館の将来的な建替え敷地が制約を受け、効率的な敷地利用を図ることが難しくなる。
- ウ 現総合庁舎を活用する場合の新たな用途が想定されていないため、利活用方法に課題がある。
- エ 「旭川市公共施設等総合管理計画（平成27年度策定）」において、公共施設総量の削減に取り組んでいくとしており、公共施設の最適化の観点から現総合庁舎を新たな機能として活用することに課題がある。

こうしたことを総合的に判断し、現総合庁舎は解体撤去し、敷地の有効利用を図ることとします。

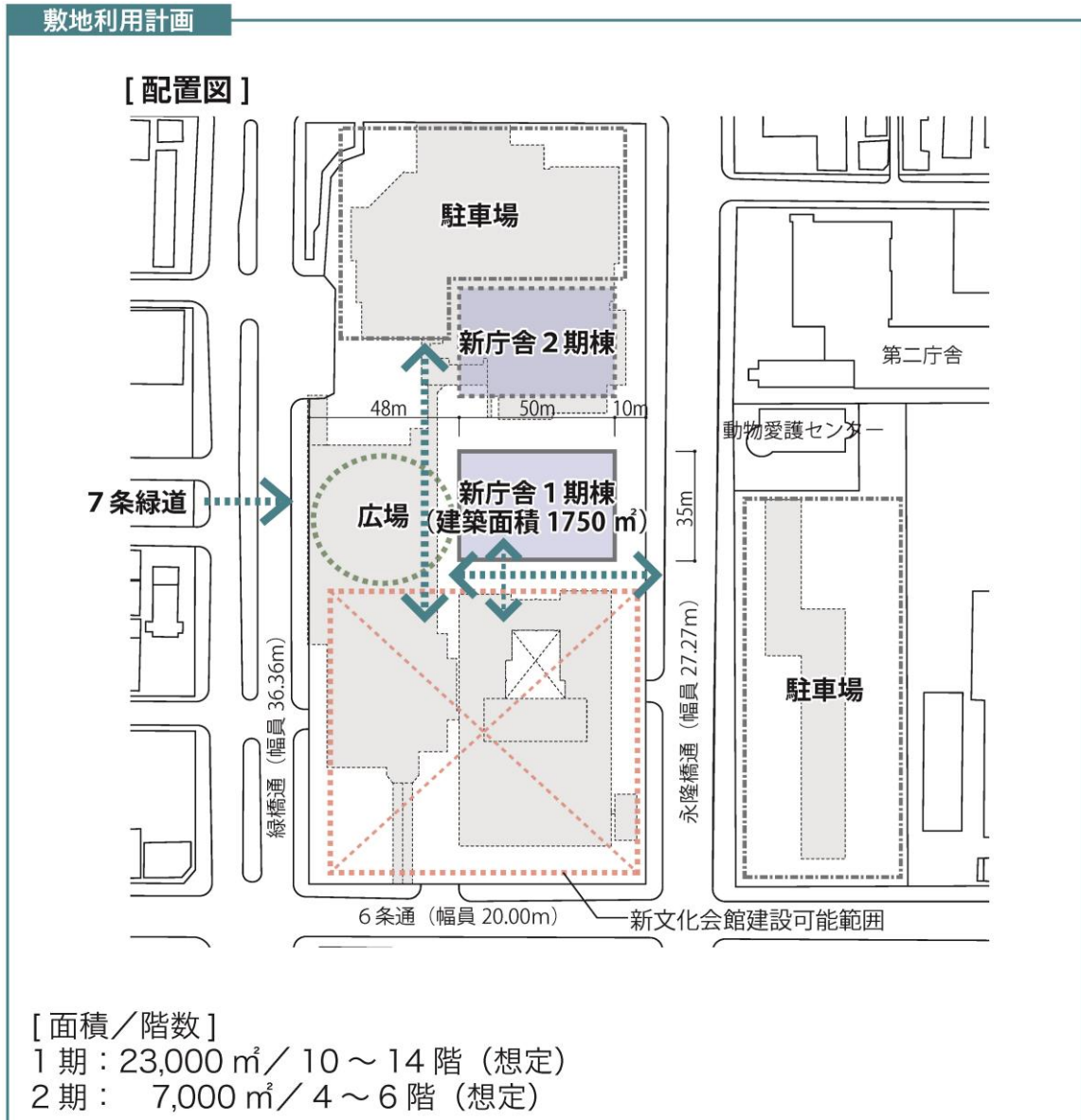
また、隣接する第三庁舎についても、耐震性が不足し、設備などの老朽化が著しいことから解体撤去し、敷地の有効利用を図ります。

なお、現総合庁舎を解体した後も、その歴史性や文化的価値を次世代へ継承していくための方法について検討していきます。

(3) 敷地利用計画

敷地利用計画については、基本理念及び基本方針の考え方、事業費の圧縮と平準化、基本構想における課題を踏まえ、利便性の向上、にぎわいの創出、スケジュールといった項目について評価するとともに、文化会館の建替え及び既存庁舎の取扱いを考慮し、下図のとおりとします。

なお、1期棟の建築面積が小さいことから、平面計画上の制約が大きくなり、中層階にも窓口機能が配置される可能性があること、建物の階数が高くなるため、事業費が割高になることから、今後、これらの課題の解消に向けて引き続き検討します。



配置	敷地内の整備範囲全体に繋がりがあがる。		
動線計画	7条緑道からの動線，新文化会館建設予定地と市民駐車場を結ぶ動線など，多方面の動線が新庁舎前の広場スペースを介し繋がる。広場スペースが結節点となり，にぎわいの創出を期待できる。		
広場スペース	緑橋通及び7条緑道に面して広場スペースが大きく確保でき，市民の憩いの場や活動の場として利用できる。		
文化会館	建て替える広い敷地を確保できる。 文化会館を含めた一体的整備により，にぎわいの向上が期待できる。		
スケジュール 事業費	(1)	設計委託費	98.9億円(税抜)
		新庁舎1期棟建設費	
		工事監理費	
		外構整備費	
		移転費	
	(2)	第三庁舎撤去費 (撤去跡は駐車場整備予定地)	4.4億円(税抜)
		外構整備費	
	(3)	現総合庁舎撤去費 (撤去跡は文化会館建設予定地)	5.8億円(税抜)
		外構整備費	
	(4)	7条地下駐車場撤去費 (撤去跡は広場及び文化会館建設予定地)	9.1億円(税抜)
外構整備費			
(5)	新文化会館建設費	—	
(6)	現文化会館撤去費 (撤去跡は新庁舎2期棟建設予定地)	—	
(7)	設計委託費	29.4億円(税抜)	
	新庁舎2期棟建設費		
	工事監理費		
	事業費(文化会館建替え費を除く)		147.6億円(税抜)
課題	窓口機能の集約：中層階まで市民窓口がまたがる可能性がある。 駐車場：一部の駐車場と道路で分断される。		

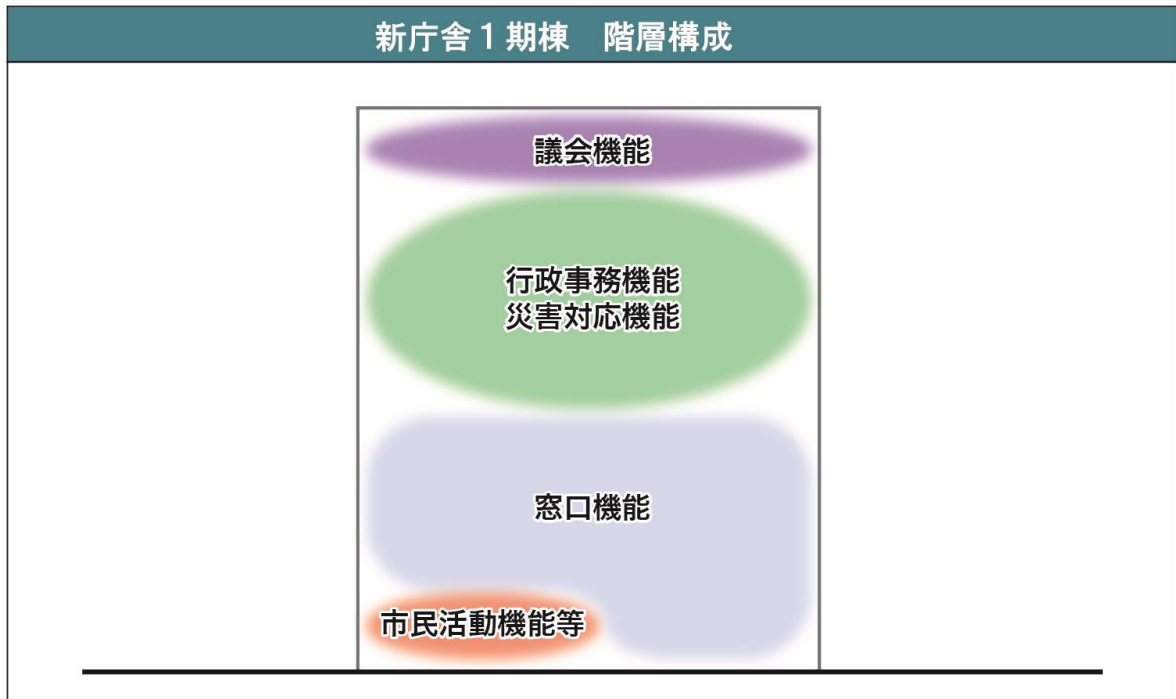
第4章 新庁舎の建築計画

1 新庁舎の建築計画

(1) 1期庁舎の基本的ゾーニング

低層階には、市民の利用が多い「窓口機能」及び「市民活動機能等」を配置します。

中層階には、「災害対応機能」及び「行政事務機能」を配置し、上層階には、「議会機能」を配置します。



※市民活動機能等：市民活動・市民交流支援機能，情報発信機能・シティプロモーション機能，
利便施設機能

(2) 建築計画

- ・断熱性能の向上や自然採光，自然通気を有効活用した設計を行い，快適な執務環境に配慮しつつ省エネルギー化を進めます。
- ・CO₂排出量のより少ない建設資材の採用を検討します。

(3) 設備計画

- ・ゾーニングによる冷暖房及び空調の管理を導入します。
- ・LED照明，人感センサー，エネルギー管理システム（BEMS）を導入します。

2 新庁舎の構造計画

新庁舎は、災害対策の指揮，情報伝達のための施設としての耐震安全性を満たすことを目標とし，耐震構造，免震構造及び制震構造のいずれの構造を導入するかを検討します。

構造	耐震構造	制振構造	免震構造
概要	柱，梁，壁などの堅さと強さで地震エネルギーに抵抗する。	建物に制振部材を組み込んで，地震エネルギーの一部を吸収させることで，建物の揺れを低減させる。	基礎と建物間に免震部材を設置し，地震エネルギーを吸収させることで，建物の揺れを低減させる。

第5章 事業計画

1 事業手法

直接建設方式，デザインビルド方式，PFI方式の3つについて，基本構想に示した4つの視点，①市の意向，市民意見の反映，②財政負担の抑制，③地域経済への波及効果及び④事業期間について詳細な比較検討を行い事業手法を決定します。

なお，PFI方式については簡易VFMの算定結果などを踏まえながら，導入可能性等を判断していきます。

また，財政負担の平準化の観点から，実現性のある最適な事業手法を検討します。

2 事業スケジュール

敷地利用計画，事業手法及び事業費の検討をもとに，年度ごとの平準化を考慮したスケジュールとします。

■事業手法別事業スケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度		
直接建設方式 (従来方式)	基本・実施設計	事業者選定	新庁舎1期 建設工事(30か月)			引越 新庁舎1期 外構工事 (4か月)	第三庁舎跡地 外構工事 (4か月) 第三庁舎 解体工事 (6か月)	総合庁舎 解体工事 (9か月)	7条駐車場跡地 外構工事 (3か月) 7条駐車場 解体工事 (11か月)	総合庁舎跡地 外構工事 (3か月)	
直接建設方式 (DB方式)	基本設計	事業者選定	実施設計	新庁舎1期 建設工事(30か月)			引越 新庁舎1期 外構工事 (4か月)	第三庁舎跡地 外構工事 (4か月) 第三庁舎 解体工事 (6か月)	総合庁舎 解体工事 (9か月)	7条駐車場跡地 外構工事 (3か月) 7条駐車場 解体工事 (11か月)	総合庁舎跡地 外構工事 (3か月)
民間活用方式 (PFI方式)	事業者選定	基本・実施設計		新庁舎1期 建設工事(30か月)			引越 新庁舎1期 外構工事 (4か月)	第三庁舎跡地 外構工事 (4か月) 第三庁舎 解体工事 (6か月)	総合庁舎 解体工事 (9か月)	7条駐車場 解体工事 (11か月)	総合庁舎跡地 外構工事 (3か月)

3 事業費及び財源

敷地利用計画、事業スケジュールをもとに年度ごとの事業費を下表のとおり算出します。

なお、事業費算出における事業手法は従来の直接建設方式とし、建設工事費については他都市での建設事例を参考に1㎡当たり40万円を乗じて算出しています。

■事業費（税抜き）

（単位：億円）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	計
設計 工事監理費	1.4	1.8	0.1	0.7	0.6					4.6
1期棟 建設工事費			9.2	46.0	36.8					92.0
1期棟 外構整備費					1.0					1.0
移転費					1.3					1.3
第三庁舎 解体撤去費 外構整備費						4.4				4.4
総合庁舎 解体撤去費 外構整備費							4.5	1.3		5.8
7条駐車場 解体撤去費 外構整備費								5.9	3.2	9.1
年度別事業費	1.4	1.8	9.3	46.7	39.7	4.4	4.5	7.2	3.2	118.2
年度別 事業費割合	1.2 %	1.5 %	7.9 %	39.5 %	33.6 %	3.7 %	3.8 %	6.1 %	2.7 %	100 %
事業費合計	118.2 億円									
建設基金			2.0	13.0	10.0					25.0
国庫補助金			0.3	1.5	1.2					3.0
地方債		0.4	5.5	30.7	27.0	3.3	3.3	0.9	1.2	72.3
一般財源	1.4	1.4	1.5	1.5	1.5	1.1	1.2	6.3	2.0	17.9
年度別	1.4	1.8	9.3	46.7	39.7	4.4	4.5	7.2	3.2	118.2
合計	118.2 億円									

※設計・工事監理費は、新庁舎1期工事23,000㎡分であり、外構工事・解体工事にあたる設計・工事監理費は含まない。

※庁舎建設整備基金は25億円を想定。

※国庫補助金は3億円と想定。

※起債は一般単独事業債（充当率75%）及び、最適化事業債（充当率75%）を想定。

※起債対象は実施設計、既存庁舎解体費、工事費、工事監理費、外構等整備費を想定。

注釈

シティプロモーション

：地方都市が知名度や好感度を上げていくことを目的として、自らのまちの特色や魅力などを他の地域や企業に売り込むこと。

ユニバーサルフロア

：あらかじめ同サイズ（幅，奥行き）の机やキャビネットで統一し，均一に配置するレイアウト。組織変更時のコスト削減や備品管理・調達のしやすさなどのメリットがある。

I C T

：Information and Communication Technology の略称。情報や通信に関する技術の総称。

フリーアクセスフロア

：各種配線を床下に露出させることなく，床下に電力や電話，LANケーブル等の配線用空間がある二重床構造。

ユニバーサルデザイン

：障害の有無や年齢，性別，国籍にかかわらず，全ての人にとって安全で使いやすい製品や，快適で不便のない生活環境をデザインするという考え方。

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

：建築物におけるエネルギー消費量を建築物・設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により削減し，年間のエネルギー消費量が正味（ネット）でゼロ又は概ねゼロとなる建築物。

コージェネレーションシステム

：内燃機関，外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し，総合エネルギー効率を高める新しいエネルギー供給システムの1つ。

木質バイオマス

：「バイオマス」とは，生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり，「再生可能な，生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことをいう。そのなかで，木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」という。

エネルギー管理システム（BEMS）

：Building Energy Management System の略称。建物使用エネルギーや室内環境を計測し，これらの情報を省エネルギーに役立てていくためのシステム。

デザインビルド方式（DB方式）

：施設の設計，建設を一括して請負契約により発注し，維持管理は別に委託し契約する方式。

PFI方式

：民間事業者が設計・施工を行い，所有権を市に移転した後で，民間事業者が維持管理を行う方式。

簡易VFM（簡易Valeu For Money）

：VFMとは，一般に，「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方である。同一の目的を有する2つの事業を比較する場合，支払に対して価値の高いサービスを供給する方を他に対し「VFMがある」といい，残りの一方を他に対し「VFMがない」という。

そのVFMの有無の可能性について算定するにあたり，一定の条件の上，VFMシミュレーションを行うこと。